

規則番号	規 則 名	所 管 名	公 布 年 月 日
規則第60号	さいたま市住宅用家屋証明規則の一部を改正する規則	建 築 総 務 課	令和4年4月18日
規則第61号	さいたま市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則	国 民 健 康 保 険 課	令和4年6月27日

さいたま市規則第60号

さいたま市住宅用家屋証明規則の一部を改正する規則

さいたま市住宅用家屋証明規則（平成13年さいたま市規則第224号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(証明申請の手続)	(証明申請の手続)
第2条 [略]	第2条 [略]
2 個人が新築した家屋について住宅用家屋証明を受けようとする場合は、前項の申請書を提出するときに、次に掲げる書類又はその写しを提出し、又は提示しなければならない。ただし、第4号の申立書については、提出に限る。	2 個人が新築した家屋について住宅用家屋証明を受けようとする場合は、前項の申請書を提出するときに、次に掲げる書類又はその写しを提出し、又は提示しなければならない。ただし、第4号の申立書については、提出に限る。
(1) 当該家屋が長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。） <u>第10条第2号イに掲げる住宅で住宅用家屋に該当するもの</u> （以下「認定長期優良住宅」という。）であるときは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下「長期優良住宅普及促進法施行規則」という。）第1号様式による認定申請書の副本及び第2号様式による認定通知書（長期優良住宅普及促進法第9条第1項に規定する認定長期優良住宅建築等計画について長期優良住宅普及促進法第8条第2項において準用する長期優良住宅普及促進法第6条第1項の規定による変更の認定を受けたときは、長期優良住宅普及促進法施行規則第5号様式による変更認定申請書の副本及び第4号様式による変更認定通知書。次項第1号において同じ。）	(1) 当該家屋が長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。） <u>第10条第2号に規定する認定長期優良住宅</u> （以下単に「認定長期優良住宅」という。）であるときは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下「長期優良住宅普及促進法施行規則」という。）第1号様式による認定申請書の副本及び第2号様式による認定通知書（長期優良住宅普及促進法第9条第1項に規定する認定長期優良住宅建築等計画について長期優良住宅普及促進法第8条第2項において準用する長期優良住宅普及促進法第6条第1項の規定による変更の認定を受けたときは、長期優良住宅普及促進法施行規則第5号様式による変更認定申請書の副本及び第4号様式による変更認定通知書。次項第1号において同じ。）
(2)～(8) [略]	(2)～(8) [略]
3 [略]	3 [略]
4 個人が取得した建築後使用されたことのある家屋について住宅用家屋証明を受けようとする場合は、第1項の申請書を提出するときに、次に掲げる書類又はその写しを提出し、又は提示しなけれ	4 個人が取得した建築後使用されたことのある家屋について住宅用家屋証明を受けようとする場合は、第1項の申請書を提出するときに、次に掲げる書類又はその写しを提出し、又は提示しなけれ

ばならない。ただし、第2項第4号の申立書については、提出に限る。

(1) [略]

(2) 昭和56年12月31日以前に建築された家屋について証明を受けようとする場合は、次のいずれかの書類

ア 当該家屋が建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章及び第5章の4の規定又は租税特別措置法施行令第24条の2第3項第1号、第26条第3項第2号、第40条の5第2項第2号及び第42条第1項第2号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準（平成17年国土交通省告示第393号）に適合するものである旨を建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限るものとし、当該家屋が同法第3条第1項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士に、同法第3条の2第1項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限るものとする。）、建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の2第1項に規定する指定確認検査機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第17条第1項の規定による指定を受けた同項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人（以下「保険法人」という。）が証する耐震基準適合証明書（当該家屋の取得の日前2年以内に当該証明のための家屋の調査が終了したものに限る。）

イ・ウ [略]

(3) 租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項に規定する特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減を受けるために証明を受けようとする場合は、宅地建物取引業法第2条第3号に規定する宅地建物取引業者から証明の申請を受けた建築士（建築士法第23条の3第1項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限るものとし、当該申請に係る住宅用の家屋が同法第3条第1項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士に、

ばならない。ただし、第2項第4号の申立書については、提出に限る。

(1) [略]

(2) 建築後25年超（当該家屋が耐火建築物（登記記録に記録された当該家屋の構造が石造、れんが造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造である建物。以下この号において同じ。）である家屋である場合に限る。）又は20年超（当該家屋が耐火建築物以外の家屋である場合に限る。）の家屋について証明を受けようとする場合は、次のいずれかの書類

ア 当該家屋が建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章及び第5章の4の規定又は租税特別措置法施行令第24条の2第3項第1号、第26条第2項第2号、第40条の5第2項第2号及び第42条第1項第2号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準（平成17年国土交通省告示第393号）に適合するものである旨を建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限るものとし、当該家屋が同法第3条第1項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士に、同法第3条の2第1項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限るものとする。）、建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の2第1項に規定する指定確認検査機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第17条第1項の規定による指定を受けた同項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人（以下「保険法人」という。）が証する耐震基準適合証明書（様式第2号）（当該家屋の取得の日前2年以内に当該証明のための家屋の調査が終了したものに限る。）

イ・ウ [略]

(3) 租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項に規定する特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減を受けるために証明を受けようとする場合は、宅地建物取引業法第2条第3号に規定する宅地建物取引業者から証明の申請を受けた建築士（建築士法第23条の3第1項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限るものとし、当該申請に係る住宅用の家屋が同法第3条第1項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士に、

同法第3条の2第1項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限るものとする。) 、建築基準法第77条の2第1項に規定する指定確認検査機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は保険法人が、当該申請に係る工事が租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替又は同項第7号に規定する修繕若しくは模様替に該当する旨を証する増改築等工事証明書(様式第2号)。ただし、租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第7号に掲げる工事に要した費用の額が50万円を超える場合においては、増改築等工事証明書に加えて、当該家屋について交付された既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約(次のア及びイに掲げる要件に適合するものに限る。)が締結されていることを証する書類

ア・イ [略]

(4)・(5) [略]

(証明書の交付)

第3条 市長は、住宅用家屋証明の申請があった場合において、提出し、又は提示された書類に照らして、その申請の内容が租税特別措置法施行令第41条又は第42条第1項の規定に該当し、かつ、その申請の手続がこの規則に適合していると認められるときは、住宅用家屋証明書(様式第3号)を交付するものとする。

様式第1号(第2条関係)

住宅用家屋証明申請書

[略]

[略]	[略]
[略]	[略]

同法第3条の2第1項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限るものとする。) 、建築基準法第77条の2第1項に規定する指定確認検査機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は保険法人が、当該申請に係る工事が租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替又は同項第7号に規定する修繕若しくは模様替に該当する旨を証する増改築等工事証明書(様式第3号)。ただし、租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第7号に掲げる工事に要した費用の額が50万円を超える場合においては、増改築等工事証明書に加えて、当該家屋について交付された既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約(次のア及びイに掲げる要件に適合するものに限る。)が締結されていることを証する書類

ア・イ [略]

(4)・(5) [略]

(証明書の交付)

第3条 市長は、住宅用家屋証明の申請があった場合において、提出し、又は提示された書類に照らして、その申請の内容が租税特別措置法施行令第41条又は第42条第1項の規定に該当し、かつ、その申請の手続がこの規則に適合していると認められるときは、住宅用家屋証明書(様式第4号)を交付するものとする。

様式第1号(第2条関係)

住宅用家屋証明申請書

[略]

[略]	[略]
構造	造
[略]	[略]

様式第2号を削る。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を

当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
様式第2号 (第2条関係) 増改築等工事証明書				様式第3号 (第2条関係) 増改築等工事証明書			
[略]				[略]			
1. 実施した工事の種別				1. 実施した工事の種別			
[略]				[略]			
第6号工事(省エネ改修工事)	改修工事後の住宅の一定の省エネ性能が証明される場合	住宅性能評価書により証明される場合	改修工事後の住宅の省エネ性能	1 断熱等性能等級4以上 2 一次エネルギー消費量等級4以上及び断熱等性能等級3	改修工事後の住宅の一定の省エネ性能が証明される場合	住宅性能評価書により証明される場合	改修工事後の住宅の省エネ性能
							1 断熱等性能等級4 2 一次エネルギー消費量等級4以上及び断熱等性能等級3
		増改築による長期優良住宅建築等計画の認定により証明される場合	改修工事後の住宅の省エネ性能	1 断熱等性能等級4以上 2 一次エネルギー消費量等級4以上及び断熱等性能等級3			1 断熱等性能等級4 2 一次エネルギー消費量等級4以上及び断熱等性能等級3
[略]				[略]			
2・3 [略]				2・3 [略]			
注				注			
様式第3号 (第3条関係) [略]				様式第4号 (第3条関係) [略]			

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2項の改正は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市住宅用家屋証明規則の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

## さいたま市規則第61号

さいたま市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市国民健康保険条例施行規則（平成13年さいたま市規則第129号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(条例附則第13項の規則で定める日) 第34条の4 条例附則第13項の規則で定める日は、 <u>令和4年9月30日</u> とする。	(条例附則第13項の規則で定める日) 第34条の4 条例附則第13項の規則で定める日は、 <u>令和4年6月30日</u> とする。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。